

京都市消費生活条例 (抄)

【包装基準制定関係】

(基本理念)

第3条 消費生活施策は、消費者の次に掲げる権利(以下「消費者権」という。)の実現を図ることを旨として、推進されなければならない。

- (1) 消費生活において生命及び身体の安全が確保されるとともに、財産を侵害されない権利
- (2) 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化を求める権利
- (3) (以下、略)

(包装の適正化)

第17条 市長は、包装(容器を使用する包装を含む。以下同じ。)の適正化を図るため、包装基準(包装で使用するべき物及び包装の方法に関する基準をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、包装基準について準用する。

(商品等の表示の適正化)

第14条 (略)

- 2 市長は、商品等表示基準を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。
- 3 事業者は、商品等表示基準に適合しない商品等を消費者に供給してはならない。

【指導、勧告及び公表関係】

(事業者に対する指導)

第34条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、消費者権を保護するための措置その他の必要な措置を講じるよう指導をすることができる。

- (1) 第14条第3項(第15条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)、第16条、第18条、第19条第1項又は第20条の規定に違反していると認めるとき。
- (2) (略)

(事業者に対する勧告及び公表)

第35条 市長は、事業者に対し前条の規定による指導を行った場合において当該事業者による同条の措置が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、同条の措置を的確に講じるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、その旨及びその勧告の内容を、同項の事業者が所属する事業者団体、当該事業者と契約関係にある他の事業者(市長が当該関係を知っている場合に限る。)その他市長が適当と認める者に通知しなければならない。
- 4 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。
  - (1) (略)
  - (2) 正当な理由がなく、第32条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
  - (3) 正当な理由がなく、第33条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

**【事業者等の責務・役割関係】****(事業者の責務)**

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の年齢その他の特性に配慮し、消費者権の実現を図ること。
- (2) 第3条の基本理念にのっとり、事業活動に関し遵守すべき基準を作成するとともに、消費者からの苦情を処理するため必要な体制を整備すること。
- (3) 契約の条項を定めるに当たっては、その内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮すること。
- (4) 個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (5) 環境に配慮した活動を行うこと。
- (6) 消費生活施策に協力すること。

**(事業者団体の役割)**

第6条 事業者団体は、次に掲げる役割を積極的に果たすものとする。

- (1) 消費者権の実現に寄与すること。
- (2) 事業者による前条各号に掲げる責務の遂行に寄与すること。
- (3) 消費者と事業者との間の信頼関係の構築に寄与すること。

**【その他】****(緊急時の公表)**

第26条 市長は、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる権利の侵害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、商品等の名称、事業者の氏名又は名称その他必要な事項を公表することができる。

- 2 前項の規定による公表は、同項の権利の侵害の発生又はその拡大を防止するために必要な限度を超えないものでなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、その旨及びその公表の内容を第36条に規定する審議会に報告しなければならない。

**(報告又は資料の提出)**

第32条 市長は、消費者権の実現を図るため必要な限度において、事業者に対し、商品等の内容その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

**(立入調査等)**

第33条 市長は、消費者権の実現を図るため必要な限度において、市長が指定する職員に、事業者の製造所、営業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○ 京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準

昭和59年10月4日

告示第166号

京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準

京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づき、包装基準を次のとおり定める。

1 適用範囲

この基準は、宝石類、貴金属類並びに極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるものを除くすべての商品の包装(消費者が直接手にしたときの包装をいい、容器を用いる包装を含む。以下同じ。)に適用する。

2 適正な包装の基準

事業者が守るべき適正な包装の基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要以上の過大な包装(以下「過大包装」という。)でないこと。
- (2) 消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装であること。
- (3) 省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること。
- (4) その他消費者の適正な商品選択を妨げない包装であること。

3 過大包装

- (1) 2(1)の過大包装とは、次のいずれかに該当する包装とする。ただし、商品群の特性等により次のいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

ア 空間容積(包装容積から内容品体積を控除した容積をいう。)が包装容積の20パーセント以上であるもの

イ 包装経費(商品の販売価格から内容品の販売価格を控除した額をいう。)が内容品の販売価格の15パーセント以上であるもの

ウ 「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」、「十二単衣」等の方法により内容品を実質以上に見せかけているもの

エ 二次使用機能(内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後の使用機能をいう。)を偽装したもの

オ 商品の詰め合わせ、抱き合わせ等により空間容積又は包装経費が必要以上であるもの

- (2) (1)アの包装容積及び内容品体積の算出方法は、別表第1のとおりとする。
- (3) (1)ウの「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」及び「十二単衣」の意義は、別表第2のとおりとする。

4 実施時期

この基準は、昭和60年3月1日から実施する。

附 則(平成17年9月30日告示第327号)

改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

別表第1

区分	算出方法
包装容積	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直方体の包装については、その実質の容積を算出する。</li> <li>2 外箱及び内箱から成る直方体の包装については、内箱の縦及び横の長さ並びに高さを測定して容積を算出する。ただし、内箱の高さを超えて内容品が収納されているときは、その収納された状態において最も高い内容品の部分の高さを内箱の高さとみなして算出する。</li> <li>3 1及び2により難い包装については、その形状等を考慮して容積を算出する。</li> </ol>
内容品体積	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直方体の内容品については、その実質の体積を算出する。</li> <li>2 円すい形、円筒形等の内容品については、当該内容品を収納することができる最小の直方体の体積を当該内容品の体積とみなして算出する。</li> <li>3 1及び2により難い内容品については、その形状等を考慮して体積を算出する。</li> </ol>

別表第2

区分	意義
あげぞこ	外見から容易に判明しないような方法で包装の底を上げ、又は底を上げるのと同様のことをすること。
がくぶち	包装に額縁状の広い幅の縁取りをすること。
めがね	包装に切り抜きをして、中が見える部分にのみ内容品を入れること。
あんこ	包装の底又は個々の内容品の間に紙片、木毛セロハン等を詰めること。
えんとつ	包装の中に空洞を作ること。
十二単衣	幾重にも包装を重ねること。